

○木更津市営繕工事週休2日促進工事实施要領

(令和6年3月5日決定)

第1 目的

本要領は、木更津市が発注する営繕工事において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

第2 用語の定義

1 週休2日促進工事

営繕工事において労務費の補正等週休2日促進のための取組を行う工事をいう。

2 工事着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

3 工事完成日

現場事務所その他の仮設物の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

4 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日を超える場合は6日間）、夏季休暇（3日を超える場合は3日間）、工場製作のみを実施する期間、工事全体を一時中止する期間のほか、発注者があらかじめ対象外と指定する内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）その他これらに類する期間は含まない。

5 現場閉所日

現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業を行わない日（巡回パトロール、保守点検等のみを行う場合を除く。）をいう。

6 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業を行わない日をいう。

7 現場閉所等率

対象期間に対する現場閉所日及び現場休息日の割合をいう。なお、現場閉所等率の実績の算定に当たっては、降雨、降雪等により予定外に1日を通して現場作業を行わなかった場合は、現場閉所日又は現場休息日として取り扱う。

8 4週8休

現場閉所等率が28.5%以上である状態をいう。

第3 発注方式等

1 発注者指定方式

木更津市が発注する営繕工事は、原則、週休2日促進工事として発注する。ただし、次に掲げる工事はこの限りではない。

- (1) 現場施工期間が1週間未満の工事
- (2) 通年維持工事、緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例：災害復旧工事、供用期間が公表され施工条件の制約が厳しい工事等

- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情、工事の内容等を考慮して週休2日での実施が適さない工事

2 受注者希望方式

前項ただし書の規定により週休2日促進工事としなかった工事について、現場条件等が変更となり、受注者が希望する場合は、工事着手日までに受発注者間で協議し、週休2日促進工事とすることができる。

受注者は、週休2日促進工事として実施することを希望する場合は、工事打合せ簿を提出することとする。発注者は、工事打合せ簿を受領後、速やかに回答しなければならない。

3 発注時の明示事項

発注者は、週休2日促進工事を発注するときは、特記仕様書等に週休2日促進工事である旨その他の必要事項を、別記1の記載例を参考に記入するものとする。

4 分離発注工事の場合

一の工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の発注方式とする。

第4 積算方法等

1 労務費の補正

4週8休を達成した場合における労務費の補正は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる補正係数により行う。

- (1) 複合単価の労務費 1.05
- (2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 別表A-2、別表E-2及び別表M-2に掲げる補正值

2 発注者指定方式の場合の積算方法

第3第1項の規定により週休2日促進工事として発注する場合、発注者は、当初予定価格の積算において、4週8休達成を前提として前項の補正を適用する。受注者が4週8休を達成できない場合は、発注者は、補正分を減額して設計変更を行い、契約変更を行うものとする。

3 受注者希望方式の場合の積算方法

週休2日促進工事として発注しない場合、発注者は、当初予定価格の積算において、第1項の補正は適用しない。第3第2項の規定により週休2日促進工事とし、受注者が4週8休を達成できた場合は、発注者は、第1項の補正を適用して設計変更を行い、契約変更を行うものとする。

第5 現場閉所日等の確認方法

1 工事着手前

(1) 受注者は、工事着手前に、現場閉所日、現場休息日及び現場閉所等率（以下、第5において「現場閉所日等」という。）の予定を記載した計画工程表等を監督職員に提出する。

監督職員は、提出された計画工程表等により現場閉所日等を確認する。

(2) 監督職員は、対象期間の確認のため、工事着手日及び工場製作のみを実施する期間その他の対象期間に含まない期間を受注者と協議し、決定する。

(3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に支障が出ないよう現場休息日の予定を調整したうえで計画工程表等を作成する。

2 工事着手から工事完成まで

(1) 受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合は、変更後の計画工程表等を監督職員に提出する。監督職員は、提出された計画工程表等により現場閉所日等の予定を確認する。

(2) 受注者は、定期的に、現場閉所日等の実績を記載した実工程表等を監督職員に提出する。監督職員は、提出された実工程表等により現場閉所日等の実績を確認する。

3 工事完成後

(1) 受注者は、工事完成後速やかに、現場閉所日等の実績を記載した実工程表等を監督職員に提出する。監督職員は、提出された実工程表等により現場閉所日等の実績を確認する。

(2) 工事完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続期間を十分に確保できない場合は、受発注者協議により現場閉所日等の状況を確認する日（以下、「確認日」という。）並びに確認日後の現場閉所日及び現場休息日の予定を決定し、発注者は、確認日以前の実績及び確認日後の予定に基づき設計変更を行い、契約変更を行うものとする。

4 その他留意事項

- (1) 現場閉所日等の確認に当たっては、新たな書類作成等により受注者及び監督職員の事務負担が増大しないよう留意し、従来の書類の活用に努める。
- (2) 監督職員は、現場閉所日又は現場休息日の直前に、当該現場閉所日又は現場休息日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に行う。
- (4) 監督職員は、工事一時中止を行う場合その他の対象期間に含まない期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議する。
- (5) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合は、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) 4週8休達成のための工期延長は認めない。

第6 週休2日促進工事の表示

週休2日促進工事の受注者は、対象期間中、週休2日促進工事を実施している旨を工事掲示板等当該工事現場の見やすい場所に、別記2の記載例を参考に表示する。

第7 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（中央省庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）、「建築工事適正工期算定プログラム」（（一社）日本建設業連合会。新営工事に限る。）、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

第8 工事成績評定

4週8休を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はしない。

第9 その他

この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、この要領の施行前に締結された請負契約に係る工事に関しては、適用しない。

別表 A-2 建築工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※1 摘要欄の「市場単価」は市場単価及び補正市場単価の、「物価資料」は物価資料の掲載価格の補正率をそれぞれ示す。記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

※2 全館無人改修の場合は、市場単価及び補正市場単価については新営補正率を、物価資料の掲載価格については改修補正率を適用する。

別表 E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び 同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

※ 全館無人改修の場合は、市場単価及び補正市場単価については新営補正率を、物価資料の掲載価格については改修補正率を適用する。

別表 M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト附属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25

※ 全館無人改修の場合は、市場単価及び補正市場単価については新営補正率を、物価資料の掲載価格については改修補正率を適用する。

別記 1

特記仕様書等記載例

(発注者指定方式の場合)

第〇条 週休 2 日促進工事

- 1 本工事は、週休 2 日促進工事である。
- 2 受注者は、原則週休 2 日制で施工すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「木更津市営繕工事週休 2 日促進工事实施要領」に基づき行うこと。

(発注者指定方式以外の場合)

第〇条 週休 2 日促進工事

- 1 本工事を週休 2 日促進工事として実施することを希望する場合は、受注者は、現場着手前に発注者と協議すること。
- 2 前項の協議により週休 2 日促進工事とした場合、工事の実施にあたっては、「木更津市営繕工事週休 2 日促進工事实施要領」に基づき行うこと。

【工事掲示板】

週休2日促進工事

この工事は、建設現場の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。

(A3サイズ相当)

施工体系図

施工体制台帳

建退共加入標識

労災保険関係成立票

※明示の参考事例となります。